

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

年金事務所からの連絡により、A社でD職として、勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。私は、同社及びその関連会社で昭和30年6月21日から定年退職した平成8年7月20日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和34年10月1日に同社C営業所から同社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和34年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主から提出された「失業保険被保険者転出届受理通知書」によると、申立人の転勤年月日は昭和34年9月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 3 日から 39 年 2 月 23 日まで

私の船員手帳を見ると、昭和 38 年 8 月 3 日から 39 年 2 月 22 日までの期間、A社が所有する「B」（船舶名）にC職として乗船していたことが記録されている。一緒に乗船していた同僚には、同社での船員保険の記録が有るにもかかわらず、私の船員保険の記録が無いのは納得できないので、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人はA社所有船舶「B」のC職として昭和 38 年 8 月 3 日に雇い入れられ、39 年 2 月 22 日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の代表取締役及び前述の船員手帳に記載されている「B」の船長は、既に死亡している上、同社は平成 3 年 7 月 31 日付けで解散しており、商業登記簿に登録された申立期間当時の役員は全員死亡していることから、申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び保険料の控除について供述は得られない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に船員保険被保険者であった者のうち 6 人と連絡が取れたが、申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人及び複数の同僚が記憶する「B」の乗組員数は 11 人から 14 人ぐらいであったとしているところ、申立期間におけるA社の船員保険被保険者の人数は、4 人から 9 人であることから、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての乗組員を船員保険に加入させていたわけではない状況がうかがえる。

加えて、申立期間当時、A社が船員保険に係る事務を委託していたD機関(現

在は、E機関)は、「A社に係る昭和40年5月以降の資料しか保管しておらず、申立期間当時の状況については不明である。」旨回答している。

また、前述の被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、被保険者証番号に欠番は無い上、申立人に係る船員保険被保険者台帳にA社での被保険者記録は確認できないことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所(当時)の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。